

「液化石油ガス保安規則等の規定に基づく事由及び経済産業大臣が認める場合並びに経済産業大臣が定める期間を定める件」について

令和6年3月19日
経済産業省資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課
経済産業省産業保安グループ
高圧ガス保安室・ガス安全室

1. 題名

「液化石油ガス保安規則等の規定に基づく事由及び経済産業大臣が認める場合並びに経済産業大臣が定める期間を定める件」について

2. 趣旨

以下の省令の規定に基づき定められた期間及び時期の延長措置を講じるとともに、その他所要の対応を行うもの。

- 液化石油ガス保安規則第六十六条
- 一般高圧ガス保安規則第六十八条
- 高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則第十條
- コンビナート等保安規則第二十七条
- エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第十四條及び第三十二條
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第二十三條、第七十四條及び第九條

3. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施していません。

4. 意見公募を行わなかった理由

本件は、令和6年能登半島地震対応の観点から、公益上緊急に省令の改正及び告示の制定の必要があり、30日以上意見提出期間を定めた意見公募を行うことが困難であったため、行政手続法第三十九條第四項第一号に基づき、意見の募集を行いませんでした。